

令和8年10月16日

政策統括官付

バリアフリーデータ整備を全国で推進

～移動支援サービス創出に向けてガイドラインとデータ整備仕様を策定～

国土交通省では、地方公共団体等による歩行空間等のバリアフリーデータの整備・更新を推進するため、その進め方を示したガイドラインと全国のバリアフリー施設情報等を共通のルールで整備・共有できる整備仕様を策定しました。これらを参考にデータ整備が推進されることで、地域を越えたデータ連携や移動支援アプリ等のサービス創出が期待されます。

- 国土交通省では、高齢者や車椅子利用者、ベビーカー利用者など、移動に配慮が必要な方々の外出を支援するため、歩行空間の段差情報やバリアフリー施設情報等のオープンデータ化を進めています。また、これらのデータは、段差を避けたルート案内やバリアフリー施設検索などのデジタルサービスの創出に活用され、誰もが自律的に安心して移動できる包摂社会の実現に寄与することが期待されます。
- データ整備等にあたっては、歩行空間等をはじめ様々な施設が対象となるため、地方公共団体の様々な部署の連携が必要不可欠であるほか、地域の課題やニーズを踏まえ優先して整備するデータを定めて計画的に取り組むことが重要です。また、自治体ごとに異なる仕様でデータが整備されると、地域をまたぐサービス展開やデータ連携が難しくなり、利用者にとって利便性の高いサービスの実現を妨げる要因となります。
- このため国土交通省では、地方公共団体等が効率的かつ計画的にバリアフリーデータの整備・更新が進められるよう、その進め方をまとめた「歩行空間における移動支援サービスの取組に関するガイドライン」に加えて、全国のバリアフリー施設情報等を共通のルールで整備・共有できるよう「バリアフリー施設等データ整備仕様」を策定しました。
- 本ガイドライン及び整備仕様の活用により、地方公共団体等によるバリアフリーデータの整備が進み、バリアフリールート案内アプリなどのデジタルサービスの創出・高度化につながることが期待されます。
- ガイドラインと整備仕様は以下からご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_tk_000056.html

【参考】

- 「歩行空間における移動支援サービスの取組に関するガイドライン」の概要： 参考資料1
- 「バリアフリー施設等データ整備仕様」の概要： 参考資料2
- 施策の概要： 参考資料3および施策ホームページ参照

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_mn_000002.html

<問合せ先>

政策統括官付 島越、内藤

代表：03-5253-8111(内線 53113、53115)

直通：03-5253-8794

